

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	1 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 ・本件については令和6年7月3日に一般競争入札公告を実施、令和6年7月12日に入札及び開札を行った。 ・しかし、応札はあったものの予定価格を超過したため不落となった。また、入札参加者が1者であったため、「岐阜県入札事務処理基準」により再度入札は実施しなかった。 ・本件は第48回全国高等学校総合文化祭部門別行事の開催のためOA機器の賃貸借を行うものであり、7月26日から機器が必要な部門もあることから、初期設定や手配に時間を要することを考慮すると、早急に契約を締結する必要がある。 2 特定の者を選定した理由 <契約の相手方> 株式会社日写 (岐阜市早田本町3丁目62番地) <適当であることの説明> ・入札参加資格者名簿（建設工事以外）掲載事業者であること。 ・令和6年7月12日に実施した一般競争入札において応札した唯一の業者であり、参加に必要な資格を有していること。 ・当該業者が受託した、当実行委員会発注の「第48回全国高等学校総合文化祭令和5年度部門用OA機器等賃貸借業務」は適正に履行がされていること。 以上の理由により、契約の相手方として株式会社日写は適当である。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。